

注 令和7年5月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この基準は、宍粟市(以下「市」という。)が発注する建設工事、製造の請負、業務の委託、物品の購入、役務の提供等(以下「工事等」という。)の適正な履行を確保するため、競争入札の参加資格を有する者(以下「有資格業者」という。)の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者 市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等又は製造の請負、物件の買入れ等の指名競争入札に参加する者として登録されている者をいう。
- (2) 指名停止 一定の要件に該当するため、工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (3) 契約担当者 市長及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (4) 重傷者 治療30日以上障害をいう。
- (5) 公共機関 贈賄罪が成立するすべての機関(国の機関、地方公共団体、公社、公団等)をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- (7) 関連法令 次に掲げる法令をいう。

ア 業務関連法令 労働基準法(昭和22年法律第49号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。

イ 労働者使用関連法令 労働基準法、労働安全衛生法等(昭和47年法律57号)をいう。

ウ 環境保全関連法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)等をいう。

- (8) 重大な違反 当該法令違反により監督官庁から処分をうけた場合又は同法令違反容疑で逮捕又は起訴された場合をいう。

(令和8年4月13日・一部改正)

(指名停止)

第3条 市長は、入札参加資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件(以下「措置要件」という。)のいずれかに該当するときは、宍粟市入札参加者審査会の議を経て、これらの表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 契約担当者は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。
- 3 契約担当者は、工事等の契約のため、指名を行うに際し、第1項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うとき、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき((2)及び(3)に掲げる場合を除く。)

(2) 別表第2第1項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- 3 市長は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1、別表第2及び前2項の規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

- 4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由が明らかであるとき若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表第1、別表第2及び第2項各号の規定により定めた指名停止の期間を2倍にして得た期間を指名停止の期間とすることができる。ただし、通算して3年を限度とする。
- 5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認められるときは、指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第6条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行う場合は指名停止通知書(様式第1号)により、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更する場合は指名停止期間変更通知書(様式第2号)により、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第3号)により、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市発注工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(令和8年4月13日・一部改正)

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第10条 この基準の運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前に山崎町指名停止基準(平成11年山崎町告示第79号)別表第1及び別表第2、一宮町指名停止基準(平成7年一宮町告示第20号)別表第1及び別表第2、波賀町指名停止基準(平成10年波賀町告示第48号)別表第1及び別表第2又は千種町指名停止基準(平成8年千種町告示第22号)別表第1及び別表第2に掲げる行為を行った者に対する措置は、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月1日基準)

この基準は、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成23年11月8日基準)

この基準は、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日基準)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前に別表第2に掲げる行為を行った者に対する措置は、なお従前の例による。

附 則(平成30年8月24日基準)

この基準は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(令和7年5月23日基準)

(施行期日)

- 1 この基準は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)附則第1項本文に規定する施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、この基準による改正後の宍粟市指名停止基準別表第2の規定を適用しようとするときは、当該罰則に定める刑に含まれる刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同

じ。)については、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

附 則(令和8年4月13日基準)

この基準は、令和8年5月1日から施行する。

別表第1(第3条、第5条関係) 事故等に基づく措置基準

(令和8年4月13日・一部改正)

措置要件	指名停止期間
(虚偽記載)	
1 市発注の工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月
(過失による粗雑工事等)	
2 市発注の工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から
(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。	3か月
(2) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘され、議会に報告されたとき。	1か月
(3) 工事成績が不良なとき。	当該認定をした日から
3 市発注の工事等以外の兵庫県内公共工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。	2か月
(2) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘され、議会に報告されたとき。	
(契約違反)	
4 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、第2項に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 入札参加資格者の責めにより契約を解除されたとき。	6か月
(2) 2か月以上の履行遅延があったとき。	3か月
(3) 1か月以上2か月未満の履行遅延があったとき。	2か月
(4) 1か月未満の履行遅延があったとき。	1か月
(5) 工事等の施工監理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。	3か月
イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	1か月
(6) 過失により個人情報の漏えい(記録された媒体の紛失を含む。)の事故を生じさせたとき。	
ア 特定個人情報を含む情報漏えいの事故	3か月
イ <u>個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第43条第1号、第2号及び第4号の規定に該当し、市が個人情報保護委員会に報告することとなった事故</u>	1か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市発注の工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	6か月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	3か月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	6か月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
6 市発注に係る工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2か月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1か月
7 市内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	1か月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1か月

別表第2(第3条、第5条関係) 不正行為等に基づく措置基準

(令和7年5月23日・令和8年4月13日・一部改正)

措置要件	指名停止期間
(贈賄)	
1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員又はその使用人(以下「入札参加資格者等」という。)が、贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 入札参加資格者等が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	12か月
(2) 入札参加資格者等が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	9か月
(3) 入札参加資格者等が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	6か月
(独占禁止法違反行為)	
2 業務に関し、 <u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	当該認定をした日から
(1) 市発注の工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	12か月
(2) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	8か月
(3) 県外の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	4か月
(4) 市発注の工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	18か月
(5) 県内の工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	12か月
(6) 県外の工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	6か月
(談合等)	
3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 市発注の工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	18か月
(2) 県内の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	12か月
(3) 県外一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	6か月
(補助金の不正受給を目的とした不正行為)	
4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、 <u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</u>	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 市の補助事業等又は間接補助事業等(以下「補助事業等」という。)に関し、 <u>補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</u>	12か月
(2) 県内の市町の補助事業等に関し、 <u>補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</u>	9か月
(3) 近畿内の自治体の補助事業等に関し、 <u>補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</u>	6か月
(4) 近畿外の自治体の補助事業等に関し、 <u>補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</u>	3か月
(暴力団関係)	
5 入札参加資格者に関し、警察からの通報に基づき、暴力団員が経営に関与している等の事実が明らかになったとき。	当該認定をした日から
(1) 暴力団員が役員として経営に関与している(実質的に関与している場合を含む。)ことが明らかになったとき。	その事実が改善された期間が24か月以上となったときまで
(2) 個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であるとき。	その事実が改善された期間が24か月以上となったときまで
(3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又代理人として専任していることが明らかになったとき。	その事実が改善された期間が24か月以上となったときまで
(4) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者(以下「役員等」という。)が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第	その事実が改善された期間が24か月以上となったときまで

<p>三者に損害を与える目的を持って、暴力団員の威力を利用したことが明らかとなったとき。</p>	
<p>(5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。</p>	<p>その事実が改善された期間が12か月以上となったときまで</p>
<p>(6) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負等を行い、その他当該事業者を利用していると認められるとき。</p>	<p>その事実が改善された期間が12か月以上となったときまで</p>
<p>(7) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>その事実が改善された期間が12か月以上となったときまで</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>6 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 入札参加資格者等が、<u>建設業法違反</u>の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</p>	
<p>ア 市発注の建設工事に関し、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>9か月</p>
<p>イ 県内の一般工事等に関し、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>8か月</p>
<p>ウ 近畿内の一般工事等に関し、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>エ 近畿外の一般工事等に関し、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>(2) 入札参加資格者が、<u>建設業法第28条及び第29条</u>の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p>	
<p>ア 市発注の建設工事に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>イ 県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p>	<p>5か月</p>
<p>ウ 県外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>(3) 入札参加資格者が、<u>建設業法第28条</u>規定により、指示処分を受けたとき。</p>	
<p>ア 市発注の建設工事に関し、指示処分を受けたとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>イ 県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p>	<p>2か月</p>
<p>ウ 県外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p>	<p>1か月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>7 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	
<p>ア 市発注の工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>9か月</p>
<p>イ 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>8か月</p>
<p>ウ 近畿内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>エ 近畿外の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>(2) 前号に規定する者以外の入札参加資格者等が暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	
<p>ア 市発注の工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>イ 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>5か月</p>
<p>ウ 近畿内の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>(3) 入札参加資格者等が業務に関し、脱税行為により逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>(4) 入札参加資格者等が業務関連法令に重大な違反をしたとき。</p>	
<p>ア 市発注の工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>イ 県内の一般工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。</p>	<p>2か月</p>
<p>ウ 県外の一般工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。</p>	<p>1か月</p>
<p>(5) 入札参加資格者等が<u>自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)</u>違反により逮捕又は起訴されたとき。</p>	
<p>ア 県内において、上記の法律違反により逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>2か月</p>

<p>イ 近畿内において上記の法律違反により逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>1か月</p>
<p>(6) 入札参加資格者が正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず、契約を拒んだとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(その他)</p>	
<p>8 入札参加資格者等に次の各号に掲げる行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき等指名停止を必要とする場合。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは<u>刑法(明治40年法律第45号)</u>の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p>	<p>取引再開まで</p>
<p>(3) 入札参加資格者等が入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。</p>	<p>1か月</p>
<p>(4) 入札参加資格者等が、市発注の工事等の指名競争入札で正当な理由なく入札に参加しなかったとき。</p>	<p>1か月</p>
<p>(5) 受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。</p>	<p>3か月以上</p>
<p>(6) その他市長が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。</p>	<p>別に定める期間</p>